

〈資料紹介〉同志社大学蔵二条家文書の女性筆写資料

大 山 和 哉

はじめに

近世期の堂上歌壇における女性の活動については、坂内泰子氏「近世和歌御会における女性の詠進復活に関する一考察」^①がこれまでの研究の中で最もまとまっており、また詳細な検討がなされている。概要の記された箇所を次に引用する。

とりあえず、近世の御会集を江戸時代初期から通して見ていくと、禁裏仙洞を問わず、女流歌人の名が目につれないことに気付く。後陽成天皇、後水尾天皇、明正天皇、後光明天皇、後西天皇、靈元天皇……と順を追っていても、女性の詠進者をその御会の中に見出すことは出来ない。過去において、後宮の女性達が数多の歌を詠み、その才を競ったという事実を忘れて、あたかも女性は、そもそも宮中で歌を詠んだりはしなかったと

いうような錯覚さえおこしがちである。そしてこの間の事情は御会集だけに限らず、『新題林和歌集』、『新明題和歌集』、『部類現葉集』等、堂上歌人の歌を収めた類題集を見ても同様で、そこには女性の歌は載せられていないのである。

ところが、中御門天皇の御代、享保十七年正月二十四日の禁裏御会始に突然五人の女房の名とその歌が登場する。そしてそれ以降はまるでずっと以前からそうであったかのように、御会への女子皇族（含女門跡）や女房らの詠進が行われるのである。室町時代には禁裏御会において女房歌人達の詠進が途絶え、その状況は近世初期を経て中期まで続いた。それが、『享保十七年正月二十四日の禁裏御会始に突然五人の女房の名とその歌が登場する』ことになる。

しかし、もちろん堂上の女性達が和歌を学ばなかったわけではあ

るまい。学習の様子が分かる資料は多くは見つからないが、たとえば、西洞院時慶（一五五二—一六四〇）の日記『時慶記』には次のような記事がある。

- 一、小童共ニイロハ書与。（慶長十年（一六〇五）正月六日条）
- 一、昨今、金丸教経読セ候、万ニ八百人一首教。（同年八月八日条）

時慶は、息子の金丸には経を読ませ、娘の万には百人一首を教えて子女の教育を行っていた。正月の「小童」もこの二人であろう。女子も含め、幼少時より教育を行っていた様子が垣間見える。

こうした教育を経て、女性はその教養をどのように活かしたのであろうか。近世堂上の女性達の和歌活動の一端について調査してみると、同志社大学の所蔵する二条家文書の中にその実態をうかがうことのできる資料が含まれていることが分かった。そこで本稿では、当該資料を調査対象として、近世堂上における女性の和歌活動の一端について述べたい。そこから、近世中期における二条家と和歌との関係にも言及する。

一、同志社大学所蔵「二条家文書」について

本稿で扱う同志社大学所蔵「二条家文書」は、五撰家の一つである二条家に伝来した資料群である。『旧華族家史料所在調査報告書』

〈資料紹介〉同志社大学蔵二条家文書の女性筆写資料

（学習院大学史料館編、一九九三年）によれば、五撰家の一つである二条家に伝来した資料は現在、宮内庁書陵部、慶應義塾大学古文書室、東京大学史料編纂所など多くの機関に所蔵されているが、本稿で「二条家文書」と呼ぶ場合には同志社大学所蔵の資料群を指すこととする。

二条家文書は、二〇一六年に二条家より同志社大学が譲り受けたものである^③。総点数は二百三十五点であり、内容は概ね次の四つに分けられる。

I 即位灌頂文書

II 二条家歴代当主の画像

III 古文書類

IV 文学関係資料

Iは二条家内で継承された、天皇の即位に関する密教儀式である即位灌頂に関する文書。全五十八点で、重要文化財に指定されている。IIは画像資料三十二点。IIIは所領や金子借用に関わる文書、備忘録といった資料。IVは和歌や物語などの文学関係資料である。

IIIは冊子本、卷子本、軸装の資料、一枚物の資料など、さまざまな形態の資料が含まれており、内容もいづれか判断し難いものがあるが、IVに数えられるものは七十五点ほど存在する。

IVの資料のうち、新上西門院しんじょうさいもんいんと栄子内親王まさこという、二人の女性

の筆写した和歌関係資料が十八点ある。本稿ではこれらの資料に注目して考察を進める。

新上西門院（一六五三—一七二二）は、名は房子。父は鷹司教平、母は冷泉為滿の娘。寛文九年（一六六九）に靈元天皇の女御、延宝三年（一六七五）に東山天皇の養母となり、天和三年（一六八三）に靈元天皇の中宮となる（後掲の図参照）。

靈元天皇の第三皇女として、天皇と新上西門院の間に生まれたのが榮子内親王（一六七三—一七四六）である。榮子が貞享三年（一六八六）に二条綱平（一六七二—一七三二）の室となったことから、新上西門院、榮子内親王の筆写した資料が二条家文書の中に一定数残されることになったものと見られる。

なおIVには同じ理由で、靈元院を主とした天皇の宸翰類十六点が含まれる。その他、歌書や物語、近世期の和歌資料などがあるが、そのうちには書写者が不明のもの、あるいは他資料との関連が見出せない孤立した資料も存する。一方で、近世期の和歌関係資料として二条家当主の詠草類も元来多くあったものと見られるが、今回調査した二条家文書の中には含まれていない。

IVの概要は以上の通りである。以下、新上西門院及び榮子内親王の手になる和歌資料、特に自詠を書き付けた短冊や詠草について内容を紹介し、そこから分かることについていくつかの考察を加える。

一、新上西門院筆写資料

新上西門院の筆写資料として、「A112」「新上西門院筆和歌短冊」を取り上げる。当該資料は新上西門院筆の和歌短冊十六枚で、一枚の包紙にまとめられている。包紙の上書には、

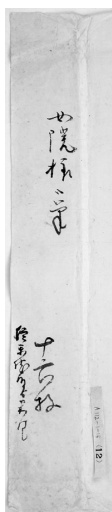
女院様御筆 十六枚

信楽院殿より御わけ候

とあり、筆跡から娘の榮子内親王の書き付けと見られる。「信楽院殿」^④から分け与えられたものらしく、新上西門院から直接にはなく、間接的に二条家に入った資料である。

以下に和歌短冊の図版と翻刻を掲出する。

〔図版〕



包紙（部分）

夜礼
 今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(1)

夜礼
 今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(2)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(3)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(4)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(5)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(6)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(7)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(8)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(9)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(10)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(11)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(12)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(13)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(14)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(15)

今夜は礼しる耳の心も
 へるにえまの夜木のか

(16)

【翻刻】

※法量は縦×横。和歌はいずれも二行書きで二行目を一字下げ
るが、ここでは改行を／で示した。また(5)(6)(10)(16)
は古歌であるため、出典を併せて示した。なお、料紙はいず
れも斐紙。

- (1)・(2) 〈三七・二×五・七糧〉
庭花 わがやどの花も千年の色そへて／のどけき春の庭の木の木
(3)・(4) 〈三七・二×五・七糧〉
わがやどの花も千年の色そへて／のどけき春の庭の木の木
(5) 〈三七・四×五・七糧〉
暮てゆく春のみなどはしらねども／かすみにおつる宇治の柴舟
〔『新古今集』卷二春下・一六九・寂蓮〕
- (6) 〈三七・四×五・七糧〉
白雲のはるはかさねて立田山／をぐらの嶺に花にほふらし
〔『新古今集』卷一春上・九一・藤原定家〕
- (7)・(8) 〈各三七・二×五・七糧〉
詠よとおしまでをれる梅花／こ、ろの色をいく春もみん
(9) 〈三七・二×五・七糧〉
ながめよとおしまでをれる梅花／こ、ろの色をいく春もみむ
(10) 〈三五・七×五・七糧〉
- (11) 〈三六・〇×五・七糧〉
夏ころもまだひとへなるうた、ねに／こ、ろしてふけ秋のはつ風
〔『拾遺集』卷三秋・一三七・安法法師〕
- (12) 〈三七・四×五・七糧〉
秋はきぬ紅葉はやどに降しきぬ／道ふみわけてとふ人はなし
〔『古今集』卷五秋下・二八七・読人不知〕
- (13) 〈三五・九×五・七糧〉
した紅葉かつちる山の夕時雨／ぬれてやひとり鹿の啼覧
〔『新古今集』卷五秋下・四三七・藤原家隆〕
- (14) 〈三七・四×五・七糧〉
住吉の松を秋かぜふくからに／こゑうちそふるをきつ白浪
〔『時代不同歌合』五六番左〕
- (15) 〈三七・三×五・八糧〉
かきくらし猶ふる郷の雪のうちに／跡こそ見えね春は来にけり
〔『新古今集』卷一春上・四・宮内卿〕
- (16) 〈三七・四×五・七糧〉
ひとかたに思ひとりにしこ、ろには／猶そむかる、身をいかにせ
む
〔『新古今集』卷十八雜下・一八二五・慈円〕
- (17) 〈三七・四×五・七糧〉
明ぬれどまだきぬく／になりやらで／ひとの袖をもぬらしつる哉
〔『新古今集』卷十三恋三・一一八四・二条院讀岐〕

(1)～(4)の四首と(7)～(9)の三首はそれぞれ同じ歌が書かれており、出典が見当たらず、新上西門院の自詠短冊と見られる。題の有無を除くと、(1)と(4)、(2)と(3)、(7)と(8)は仮名の字母もほぼ一致する。また、(1)～(4)と(7)～(9)はいずれも打曇料紙でその法量・紙質も一致し、いずれも折り跡や、穴を開けて綴じられた形跡は無い。さらに、青と紫の雲の形状は、(4)の左端と(7)の右端で連続する。このことから、これら六枚は一つの紙、あるいは同様の紙から切り出されたものであり、同時期に書写されたものと見られる。おそらくは新上西門院が手習いに用いたものが、そのまま身近な人々の手元に渡ったのであろう。またこれら七枚とは別に、(5)(6)(12)(14)(16)の五枚も法量・紙質が互いに一致し、(5)の右端と(6)の左端、(6)の右端と(14)の左端で雲の形状が連続している。この五枚も同時期に作成されたものらしい。その他の(10)(11)(13)(15)は法量・紙質が異なり、(13)については金泥で松の絵が描かれている。これらは異なる時期に作成され、ある時にひとまとめにされたのであろう。

さて、(1)～(2)に「庭花」の題があることから、(1)～(4)は何かの機会に題詠で詠まれたものとも考えられるが、いつのものかは不明である。(7)～(9)は題が無いが、内容から見るとたとえば「折花」といった題で詠まれた歌とも、または梅の枝を贈られた際

の礼として詠まれた歌とも見ることができ。礼状に添える和歌としては、たとえば京都大学総合博物館所蔵中院文書には、靈元院から中院通茂・通躬への各種礼状に和歌が認められていることが確認できる^⑤。和歌を用いたコミュニケーションは、新上西門院周辺でも折々に行われていただろう。

なお、女性の和歌短冊の書き方には作法がある。近世初期成立とされる『和歌秘訣』には、

一 短冊ノ事

上二題ノ有時ハ、下ノ句ヲサゲズ。題ノナキヲ下句ヲ少シサゲテ書也。但、院ノ御製ト女房ノ歌ハ、上二題アレドモ下句サガル也。又、上二題ナキニ下句サゲザレドモ、不用也。∴とあり、一般に題のある短冊は下の句の字下げをしないが、院と女房（ここでは広く女性の意でもあろう）の和歌短冊は題があつても字下げをするという。

また日野資枝（一七三七—一八〇二）述・石塚寂翁記『和歌問答』には、

∴先女房はすべて懐紙にも短尺にも名はか、ぬが習也。是は女は名をさへも他人には慎むの心也。まして対面はさら也。仍て名を顕して書べからざる義也。しかれ共、詠草には書べし。さなきては多有時添削なりがたき也。是又詠草は内々の義也。仍

不苦也。表へ出て晴の事には懐紙の短尺も清書の物故名は書まじき也と仰也。

とあり、女性は名を示すことを憚って和歌懐紙、和歌短冊には署名をしないということが分かる。新上西門院の短冊にも署名はなく、こうした旧例にならって書かれていることが確認できる。

他に新上西門院筆の資料として、『伊勢物語』(A114)、『自讃歌』(A115)、『源氏歌』(A116)といった写本がある。簡単に概略を述べておく。

『伊勢物語』は綴葉装の一括分(十六丁分)と料紙一枚(二丁分)だけが残されている。斐紙、縦一七・〇×横一九・〇糎。本文は天福本系統で、初段から二十一段の途中までで終わっている。清書本として作成される予定であったものが何らかの理由で頓挫し、後に二条家に入ったのであろう。『自讃歌』は綴葉装の二括分(全七十二丁分)に書かれており、綴じられてはいない。楮紙、縦二六・七×横二二・五糎。本文は自讃歌の注の中で最も流布したとされる宗祇の『自讃歌註』。全文が整った字で書かれているが、両面書写で裏写りが強く、清書本作成のための草稿とも考えられる。『源氏歌』は仮綴一冊、全九十七丁、楮紙、縦二六・七×横一九・八糎。源氏物語の和歌と作者名が列挙されたもので、「夢の浮橋」の巻より後ろには文章で記された「げんじのけいず」が続く。紙縫で綴じられ

ているが、本文の筆写態度としては『伊勢物語』『自讃歌』と比べて粗く、訂正や書き入れも多い。新上西門院自身の学習用、あるいは日々参照するための実用的な本として作成されたものか。

二条家文書には本文が全て整い最後まで装丁がなされた歌書は無い。しかし如上の資料のように、新上西門院らが日常的に行っていた和歌に関する活動の様子を推定する手がかりとなる資料がある。今後、他の記録と照らし合わせることでこれらの資料生成の詳細が分かれば、より具体的な和歌活動について記述することが可能となるだろう。

少なくとも、新上西門院が日常的に和歌を詠んでいたこと、そして古典作品の学習や書写を行っていたことを示す具体的な資料としてこれらを位置付けることができよう。

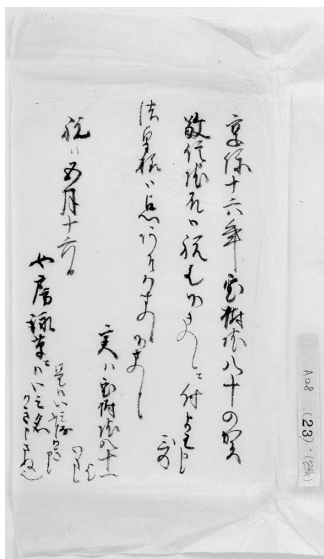
三、榮子内親王筆写資料

次に榮子内親王の筆写資料について検討する。二条家文書に残る榮子内親王の筆写資料は、「榮子内親王和歌詠草」九点(A125) (A133)と、「佐野の渡り図」という絵画資料一点である。本稿では和歌詠草九点について検討する。

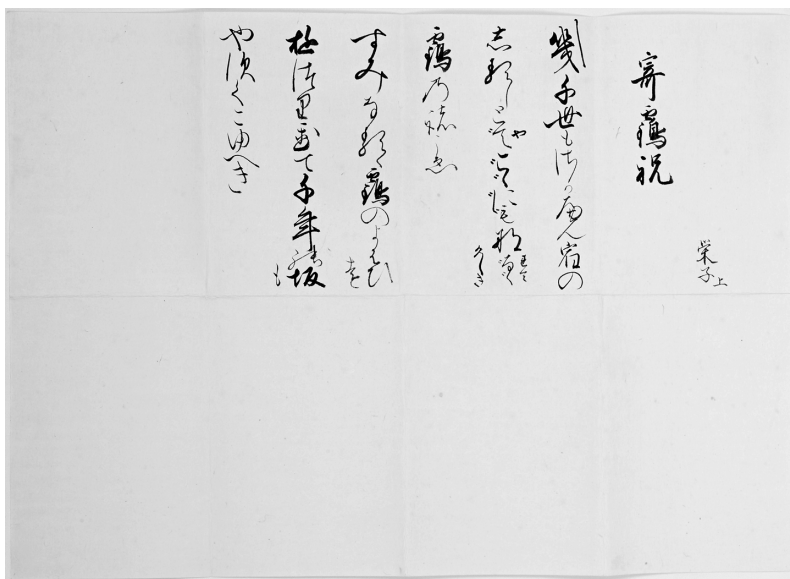
はじめに、「榮子内親王和歌詠草」のうち、例として図版一点(A128)を掲げ、次に全九点の翻刻を掲げる。なお、「A12

5〕〔A133〕は成立年代順になっている〔A130〕に年号は無いが、「靈元院様御十三回忌」とあることから延享元年（一七四四）のものと思われる。また、包紙上書はその内容からいずれも栄子自身の筆と見られる。

【図版】



〔A128〕 包紙



〔A128〕

【翻刻】

※いずれも包紙上書と本紙の詠草部分とを示した。分量は本紙の縦×横。包紙上書は／で改行を示し、詠草部分は改行をそのままとして添削内容を併せて示した。また、和歌の合点は／で示した。

〔A125〕〈三八・八×五三・五糎〉

〔包紙上書〕⁽¹⁷¹⁾正徳元年十月朔日／仙洞様御てんさくはいりやう。／
女院御所様御六十の賀の御祝に、／御杖あげまいらせ候につき、哥
／よみ、まさゑに申付候哥。

〔本紙〕

杖

／くれ竹のはがへぬ杖を
つくからに千世に八千代の
さかもこ^{ゆへき、まゝ}えなむ
としをへて生そふ竹の
ふし毎にかさぬる千世は
君ぞかぞへん

〔A126〕〈三九・二×五三・二糎〉

〔包紙上書〕正徳二年正月廿三日に／二月ニ女院御所様御六十ノ賀
あそばされ候二付／仙洞様へ詠そうかゝい、すなはち／御てんは

いりやう申候。

〔本紙〕

鶴馴砌

／^{なれま}長閑なる君が砌に
すむ鶴もいく萬代と
よばふ諸声

洞のうちの砌にあそぶ

芦田鶴の君に千年を

ならふ諸ごゑ

〔A127〕〈三六・二×四九・六糎〉

〔包紙上書〕⁽¹⁷²⁹⁾享保十四年三月十三日ニ／^(中御門天皇)禁申様へいとぎくらの御花
見ニ／ならせまいらせ候御時分、御すゝみ所にて／あそばし候御う
た、^(皇元院)法わう様之／御なをし御はいりやう。

〔本紙〕

／春ごとにあかず^{末て見}詠む
いと桜君がみその、
春の盛を

〔A128〕〈三六・八×五一・九糎〉

〔包紙上書〕享保十六年宝樹院八十の賀／^(二条御堂)敬信院殿御祝にて下され
候二付、よみ申候哥、／^(皇元院)法皇様御点あそばされ下され候。／実八宝

樹院八十一にて御ざ候。／祝ハ五月十六日。／女房詠草ニハいみ名
かき申さぬ也。／是ハいみなふとかき申候。

〈本紙〉

寄鶴祝 栄子^上

／幾千世もさかへん宿の
しるしとてこゝにもなる^{れて}
鶴の諸ごゑ^{久しき}

すみなる、鶴のよはひを

ゆづり置て千年の坂も

やすくこゆべき

〔A129〕〈三四・五×五〇・九糶〉

〈包紙上書〉寛保二年⁽¹⁷⁴²⁾ 戌年 三月七日／禁中様御花見にめし候時よ
み申候哥、／すなはち御点はいりやう申候。

〈本紙〉

栄子^上

いつは^{あれ}と^あわわかぬ雲井の

さくら花八重九重に

咲匂^{さかりは}ふらし

〔A130〕〈三七・四×五五・三糶〉

〈包紙上書〉霊元院様御十三回忌二付、御つい善の御哥／妙法院様^(霊元院第十二号)

〈資料紹介〉同志社大学蔵二条家文書の女性筆写資料

御もよをしにてどなたへも進られ候まゝ、／こなたニもあそばしま
いらせ候やうことの御事ゆへ／あそばし進られ候。

〈本紙〉

見月 栄子^上

あきの夜の月の光も

いとゝなを更行まゝに

昔恋しき

／秋のよの月をみるにも

わすられぬ昔^{おもひで}をしのぶ^し。

君がことは

〔A131〕〈三三・〇×四五・九糶〉

〈包紙上書〉延享二年⁽¹⁷⁴⁵⁾ 壬午年 正月／女御の御方けいこ始之詠哥卷頭／御
点はいれういたし候。

〈本紙〉

春風解氷 栄子^上

／かすみたち吹春かぜも

のどかにて氷とけぬる

庭のいけ水

春かぜにいけの水も

うちとけて汀の柳

影ぞうつれる

〔A132〕〈三三・〇×四六・〇糧〉

〈包紙上書〉延享二年^{丑ノ年}二月／女御の御方月次之詠哥巻頭／御点はいれういたし候。

〈本紙〉

行路霞

栄子上

春とてや若なつみにと
ゆく^{さても}野^の辺^{のかみち}に霞^のたな引^の

遠^{とほ}の山^ののは

〔A133〕〈三四・五×五一・一糧〉

〈包紙上書〉延享二年^{丑ノ年}三月十二日／御花見之時分、御当座之／時分二よみ申候詠哥、御点はいりやう／いたし候。

〈本紙〉

折花

栄子上

既^{既に}にはよ^ほふ^かぜ^も花^の盛^のを^の
あか^なく^しよ^手折^てみ^ばや
こ^ろせ^よ手^折て^みば^や
九^重の^庭

「栄子内親王和歌詠草」九点のうち、最も早い時期の詠草は「A125」の正徳元年（一七一）、栄子三十九歳の時のもので、最

も遅い詠草は「A133」の延享二年（一七四五）、栄子七十三歳の時のものである。三十五年間のうちの九点であり、栄子の和歌活動のごく一部を伝えるに過ぎないが、女性と和歌の関連についていくつかのことが言える。

まず詠草の書式については、男性の詠草とほぼ同様だが、署名については異なる点がある。詠草九点のうち、早い時期の三点「A125」～「A127」には署名がない。「A128」の包紙上書には「女房詠草ニハいみ名かき申さぬ也。是ハいみなふとかき申候」とあり、詠草には確かに「栄子上」と「い^いみ^み名」の署名がある。その後、「A129」～「A133」には署名がある。栄子は、「A128」の時までは女性は詠草に署名するべきではないと認識していたが、「A129」以降では署名を書くものと考えようになっただけらしい。

女性の詠草における署名については、先掲の『和歌問答』に「しかれ共、詠草には書べし。さなくては多有時添削なりがたき也。是又詠草は内々の義也。仍不苦也」とあった。署名がなければ他人の詠草と取り紛れるおそれがあるため、実用的な意味で署名が必要だったのである。栄子の場合、署名の有無が一貫していない。このことから考えると『和歌問答』記載の内容は絶対的なものではなく、時代、状況、あるいは人ごとに実際の運用方法が異なることがあっ

た可能性が指摘できる。

それぞれの詠歌の状況及び内容を見てみよう。「A125」に「仙洞様御（添削）てん（添削）さくは（添削）いりやう」とあるように、栄子は父霊元院在世時には院から和歌の添削を受けていた。「A125」「A126」は共に新上西門院の六十の賀に寄せての詠、「A127」は中御門天皇の花見に際しての詠、「A128」は綱平の母宝樹院の八十の賀での詠である。いずれも公的な歌会ではなく、私的な行事の折に詠まれたものということになる。こうした場においては女性もまた和歌を詠むべき存在に数えられていたのである。

栄子内親王和歌詠草と直接には関わらないが、二条家文書「A119」「中御門天皇宸筆和歌」の包紙には次の上書がある。

享保廿一年二月晦日、院御花見に被召候人数、宮御方、大聖寺宮、本覚院宮、宝鏡寺宮、曇花院宮、林丘寺宮。何れもえ檜厨子に桜之枝折、此たとう紙に／盃（土器）被入、何れもえ拝領。
宮御方御申うけ御拝領。

享保二十一年二月晦日に行われた中御門院の仙洞御所での花見には、傍線部の通り女性が多く参加している。こうした場面では女性も和歌を詠み、座の愉しみとしたのであろう。ただしこれらの例もあくまで天皇や上皇周辺のことであり、公家の私的な行事においてどうであったかは改めて考える必要がある。

〔資料紹介〕同志社大学蔵二条家文書の女性筆写資料

次に栄子の和歌の内実を検討するため、例として「A125」の歌を見てみよう。⑧ 端の歌は「くれ竹のはがへぬ杖をつくからに千世に八千代のさかもこえなむ」が初案である。この歌は次に挙げる『古今集』巻七賀の二首の表現を用いたものと考えられる。

題しらず

よみ人しらず

我が君は千世に八千世にさざれ石のいはとなりて苔のむすまで

（三四三）

仁和の帝の親王におはしましける時に、御をばの八十の賀にしるかねを杖に作りりけるを見て、かの御をばにかはりて詠みける

僧止遍昭

ちはやぶる神やきりけむつくからに千歳の坂も越えぬべらなり

（三四八）

包紙上書にある通り、「A125」の詠草は新上西門院の六十の賀において杖を贈る際のものであり、内容の一致する遍昭歌を本歌としたのであろう。そこへ賀部巻頭歌である三四三番歌を取り合わせ、祝意を増している。さらに杖の素材であったと見られる「竹」も取り入れており、状況に応じた和歌が構成されていると言える。奥の歌」としをへて生そふ竹のふし毎にかさぬる千世は君ぞかぞ

へん」についても、やはり次のような歌を元として一首が作られている。

後三条内大臣

植ゑてみる籬の竹の節ごとにもれる千代は君ぞかぞへん

〔千載集〕巻十賀・六〇七

延喜御時屏風歌

貫之

年ごとに生ひそふ竹のよよを経て変はらぬ色を誰とかは見ん

〔新古今集〕巻七賀・七二五

貫之歌が本歌であろう。これらの歌を栄子が覚えていたのか、あるいは類題集などを手がかりにこれらの歌を参照したのか、さらには誰かの補助があつたものか、今は確認できないが、状況をよく捉えて一首を仕立てる力は十分に身につけていたと見ておきたい。

これら二首のうち、端の歌に靈元院から合点と添削が付されている。添削後の形は、

くれ竹のはがへぬ杖をつくからに君ぞ八千代のさかもこゆべきである。添削の意図としては、「千世に八千代のさか」という詞統きに不自然さを見てとり、「千世に」を「君ぞ」に替え、それに合わせて結句を「べき」としたものであろう。多くは手を加えず、元の作意を維持する穏当な添削である。この傾向は、他の栄子詠草についても同様と言える。

そもそも、「A125」～「A130」については、いずれも純粋な題詠ではなく、考慮すべき明確な事情がある状況での詠である。そうした点で、たとえば題詠を主とする月次歌会において求められるのとはやや異なる心配りが必要とも言え、少なくとも「栄子内親王和歌詠草」からはそうした詠歌が期待される場面が点々とあつたことがうかがえる。

さて、靈元院崩御の後には、「A129」では花見の主催者である桜町天皇が、「A130」では靈元院十三回忌に際して詠進を勧めたという妙法院堯然法親王が添削を行ったとおぼしい。そして、「A131」～「A133」では「女御の御方」、すなわち桜町天皇の女御である青綺門院舎子の稽古歌会に詠進しており、ここでも歌会を運営する桜町天皇が添削を行ったものと見られる。

二条綱平と栄子の間に吉忠（一六八九―一七三七）が生まれ、吉忠は加賀藩主前田綱紀の女利子（栄君、一六九三―一七四九）を妻とする。舎子は吉忠と利子の子であり、つまり、栄子の孫にあたる人物である。七十三歳を迎えた栄子は、この孫の舎子の稽古歌会に参加することでその和歌教育に携わることとなった。桜町天皇の御会では、東宮時代を含め多くの女房らが参加していたことが記録から分かるが、^⑨ここでも舎子の稽古を目的として女性の詠進が行われている。

栄子が子女の和歌活動や教育に関わる様子は、他の資料からも確認できる。東京大学史料編纂所所蔵『綱平公記』（二条家記録―）の正徳五年（一七一五）正月十二日の記事に次のようにある。

一、女二宮より新大納言局迄文被送。其趣者、左大将（吉忠）禁中御会始和哥詠進之義、被仰出候。依之、御加點何とぞ御願申上度候由、被申入。新大納言局より返状来、則申被上候所、成程御加點被遊可被下候由、被仰出候由也。

吉忠が禁裏の和歌御会始に詠進するにあたり、栄子は女官である新大納言局を介して靈元院に添削を依頼し、それが許された。靈元院からの和歌添削は栄子を介して孫の吉忠にまで及んでいたのである。

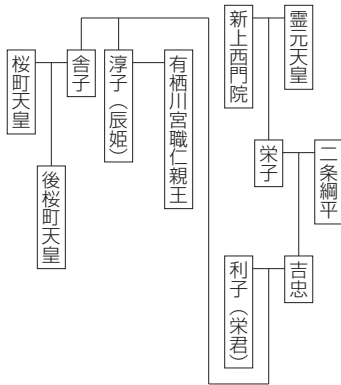
栄子は吉忠、舎子らの和歌活動に補助的に関わっていた。靈元院皇女であるという特殊な状況にあるため、公家社会における女性の和歌活動として一般化することはできないが、少なくとも如上の形で家の和歌活動に女性が関わる余地があったことは注意して良いだろう。

ところで、二条家の縁戚関係を見ていくと、舎子の姉の淳子（辰姫）は、近世中期の堂上和歌において指導者として活躍した有栖川宮職仁親王の妃である。職仁、淳子は共に、桜町天皇と舎子との間に生まれた後桜町天皇（一七四〇―一八一二）の和歌指導にも密接

に関わっている（図参照）。すなわち、十八世紀の堂上歌壇を通して、二条家は女性が積極的に堂上の和歌活動に関わっていくのである。栄子の和歌詠草はその発端に位置する時期に当たるものであり、以後の二条家と和歌の関係を見る上で重要な資料と言えるだろう。

おわりに

本稿では主に新上西門院と栄子内親王の筆写資料を元に、近世中期における女性の和歌活動の一端を紹介し、二条家と堂上和歌との関連にも言及した。近時、女性の和歌活動に関する報告が立て続けになされており、時代を問わず具体的な様相が明らかになってきている^①。関連資料の少なから大幅に研究が進展するということは難



図

しいかも知れないが、それゆえに具体的な検証の積み重ねが必要である。本稿もそうした研究の一部として着手したものであり、周辺資料の検証を今後も継続していきたい。なお、十八世紀半ばに始まる舎子の稽古歌会は注目すべき催しであり、すでに坂内氏も先掲論文の中で触れている。本稿ではより深く追究する余裕がなかったが、当該歌会の実態や詠歌内容の検討などは、別稿において改めて検討したい。

※資料の翻刻・引用については句読点、濁点を私に補い、原則として旧字・異体字は通行の字体に改めた。() による注記と、引用文に付した「」はいずれも稿者による。和歌の引用については特記しない限り『新編国歌大観』(日本文学Web図書館「和歌・連歌・俳諧ライブラリー」所収)を用い、仮名・漢字の表記は適宜改めた。その他の引用は以下より行った。『時慶記』：『時慶記 第四卷』(臨川書店、二〇一三)、『和歌秘訣』：『近世歌学集成 上』(明治書院、一九九七)、『和歌問答』：『近世歌学集成 中』(明治書院、一九九七)、『綱平公記』：『東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベースより閲覧。』

注

- ① 『国語と国文学』六六卷三号、一九八九年三月。
- ② 小山順子「室町時代の女性歌人たち」(『中世文学』六〇号、二〇一五年六月) 参照。
- ③ 同志社大学には他に、東京の古書店から購入された約百点に及ぶ「二

条家文書」も所蔵されている。詳細は吉野健一・真田拓弥「同志社大学所蔵二条家文書について」(『同志社大学歴史資料館館報』二三号、二〇二〇年一月) 参照。

④ 「信楽院」は未詳だが、二条綱平の日記『綱平公記』に記載される名である。二条家の親類か、近い存在にあった人物と見られる。

⑤ 資料番号四三二、四三六一、四三七、四三八、四三九、四四一など。大谷俊太・大山和哉「京都大学文学部蔵中院文書文学関係資料翻刻(中)」(『京都大学国文学論叢』四二号、二〇一九年九月) 参照。

⑥ 享保二十一年二月晦日に中御門院の仙洞御所で行われた花見に際して、参加者に盃が配られた時、その盃が包まれていた紙である。内側には中御門院御製「いまもなをこ、ろなをきそ洞のうちのはなもむかしの春はわすれじ」「幾はるもあかずきてみよことしよりわがすむ洞の花のさかりを」の二首が書き付けられている。

⑦ 宮御方は栄子、大聖寺宮は靈元院第十皇女永応、本覚院宮は後西院第十二皇女理豊、宝鏡寺宮は中御門院第四皇女理秀、曇花院宮は中御門院第一皇女聖珊、林丘寺宮は靈元院第九皇女元秀。

⑧ 「A125」の端の歌については、二〇二二年八月二十四日に同志社大学で行われた人文科学研究所第一〇三回公開講演会「京の都 宮廷文化のリアル——埋もれた「時」を解き明かす——」の中で、大山「和歌が生まれるとき——同志社大学歴史資料館所蔵二条家文書を紐解いて——」において取り上げた。当時の講演記録は『人文研ブックレット』(同志社大学人文科学研究所)七六号に掲載されている。

⑨ 宮内庁書陵部蔵『桜町天皇坊中御会』三冊(五〇一―七八五)に記載がある。なお三冊いずれも外題は定家様で、桜町天皇に厚遇を受けた冷泉為村筆と見られる。

⑩ 酒井信彦「後桜町天皇の内親王時代——宝暦六年の生活」(『儀礼文

化』四〇号、二〇〇九年三月）参照。

⑪ 日高愛子「久我美子の紀行文と和歌」（二〇二二年四月二十三日和歌文学会関西西四月例会、於京都産業大学壬生校地むすびわざ館）、小山順子「卿内侍（姉小路済子）の筆蹟資料——陽明文庫蔵「後柏原院宸筆其外寄合書『源氏物語』をめぐって——」（二〇二二年五月二十八日和歌文学会五月例会、明治大学（オンライン開催）、浅田徹「女性和歌史における平安時代後半」（二〇二二年十月八日・九日和歌文学会第六八回大会、於立正大学）など。

〔付記〕 本稿は二〇二二年七月二日和歌文学会関西七月例会（於同志社大学）において「近世中期堂上歌壇における女性の活動——同志社大学蔵二条家文書の和歌関連資料を手がかりに——」と題して行った口頭発表を元に執筆したものである。席上及び発表後にご意見をいただいた諸先生方に厚く御礼申し上げます。

また本稿は、JSPS科研費若手研究「近世初期和歌文学作品の生成に関する研究」（22K13048）、同志社大学人文科学研究第21期研究会第6研究「近世から近代に至る日本伝統文化の分野横断的研究とデータサイエンス教材への活用」（代表・福田智子）、および同志社大学宮廷文化研究センターにおける研究活動による成果の一部である。